成年後見制度・日常生活自立支援事業に ついてお気軽にご相談ください!

が接続しか







こんな時にはこの制度を!



判断能力の状況

判断能力あり

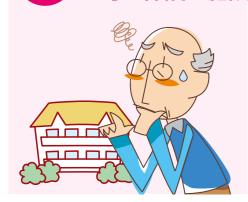
不十分

著しく不十分

判断能力に欠ける

利用できる制度

1 ●財産管理 不動産の処分、遺産分割、売買契約の締結など●身上保護 施設入所契約、医療契約、介護契約など



- ●福祉サービスの選択や施設入所の 契約の仕方がわからない。
- ●認知症の父の不動産を売却して入 院費にあてたい。

本人を保 護するために、成年後見人等に与えられる法的な権限

同意権・取消権

保佐人 等の同意なしに行っ た本人 の法律行為を、取消 (無効) にする権限

代理権

本人に代わって(代理 行為をして)法律行為 を行う権限

保佐▮▮▮▮▮▮▮

成年後見制度 (法定後見)

認知症・知的障がい・精神 障がいなどによって、判断能 力が十分でないかたについ て、家庭裁判所に申立てを行 い、本人を援助する人(成年 後見人等)を選任して、法的 な権限を与えます。

本人の判断能力の程度に応 じた援助ができるようにする 制度です。 **3ページを参照** 📧

補助▮▮▮▮▮

成年後見人等が選任され、 本人を法的に支援します。

本人との契約

による利用



- ●日常的なお金の出し入れ、生活費の管理
- ●預金通帳や書類などの預かり



- ●福祉サービスを使いたいが、利用 の仕方がわからない。
- ●生活費を計画的に使えない。
- ●一人で決めることが不安。
- ●公共料金の支払いを忘れてしまう。
- ●通帳をなくしてしまう。
- ●使うはずもない高額な健康器具な ど、頼まれるとつい買ってしまう。

●生活支援員が定期的に訪問します。

- ●福祉サービスの利用相談、手続きのお手伝いをします。
- ●日常生活費をお届けします。
- ●通帳などを預かります。

成年後見人等との契約による利用

日常生活 自立支援事業

「生活支援員」が定期的に 訪問し、日常生活の心配ごと や困りごとの相談を受けなが ら、福祉サービスを利用する 手続きや、日常生活費の管理 をお手伝いします。

7ページを参照 🕼

●将来、自分の判断能力が低下したときに備えたい



- ●一人暮らしの老後を安心して過ご したい。
- ●高齢者施設などの入所するための 契約をしたり、入所費用を払って もらいたい。

任意後見契約締結 🔳

任意後見開始

●任意後見監督人が選任されることにより、任意後見が 開始されます。

●自分で施設入所の契約ができないときは、任意後見人 が代わりに契約します。

成年後見制度 (任意後見)

将来、判断能力が低下した ときに備えて、財産の管理や 施設への入所など、身上に関 する事務を自分に代わって行 う人(任意後見人)をあらか じめ選び、その内容と方法を 決めておく制度です。

【11ページを参照 🕼

成年後見制度(法定後見)

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でないかたについて、家庭 裁判所に申立てを行い、本人を援助する人(成年後見人等)を選任し、法的な権限を与えて、 本人の判断能力の程度に応じた援助ができるようにする制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度について・

※本人の判断能力の程度に応じて「成年後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。

類型	判 断 能 力 の 程 度		
成年後見	日常の買い物程度でも、買うという意味を理解できないため、一人で行けないなど、 日常的な事柄(家族の名前や自分の住所)がわからない。意思疎通ができない。植物 状態になっている。 など		
保佐	日常の買い物程度は一人でできるが、不動産や自動車の売買、金銭貸借、抵当権の設定など、重要な取引行為の意味が理解できないため、一人でできない。		
補助	ほとんどの事は自分でできるが、契約や預貯金の管理には不安があり、本人の利益の ためには他の人に支援してもらう方がいい。		

家庭裁判所が、類型に応じて「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任し、本人を保護します。 成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などから選任されます。

なお、本人の状況に応じて複数の成年後見人等が選任されたり、成年後見人等を監督する 後見監督人・保佐監督人・補助監督人が選任されたりする場合もあります。



利用するには

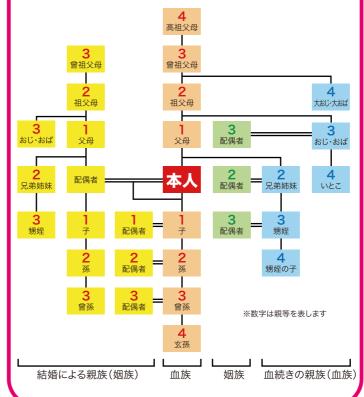
本人の住所地を管轄する家庭裁判所 に申立てます。申立ては、本人の他に 配偶者や四親等内の親族(四親等内の 血族、三親等内の姻族)が行うことが できます。

本人に判断能力が無く、四親等内の 親族がいない、もしくは関わりを拒否 している場合で一定の条件を満たせ ば、市町村長の申立てができます。

家庭裁判所は、提出された申立て書類や調査、鑑定結果などを踏まえて、 成年後見人等を選任します。



四親等内の親族図



申立てに必要な書類と金額

称

収入印紙(申立費用)

後見又は保佐開始のときは、800円分

保佐又は補助開始+代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与のときは、2,400円分

収入印紙2,600円(登記費用)

郵便切手

後見開始のときは3,700円分

(1円×10枚、2円×15枚、10円×15枚、50円×15枚、84円×15枚、500円×3枚)

保佐開始・補助開始のときは、4,700円分

(1円×10枚、2円×15枚、10円×15枚、50円×15枚、84円×15枚、500円×5枚)

2 申立書

₿ 申立事情説明書

本人情報シート(写し)

診断書及び診断書付票

5 本人の戸籍謄本(全部事項証明書)

本人の住民票(または戸籍附票)

3 成年後見人等候補者の住民票(または戸籍附票)

※成年後見人等候補者が法人の場合は商業登記簿謄本(登録事項証明書)

│ 本人の登記されていないことの証明書

親族の意見書

(確認いただく親族は、本人が亡くなった場合に相続人となられる方々です。)

本人の同意書(保佐用)

※本人以外の方が保佐開始申立てと同時に代理権付与の申立てをする場合のみ提出

本人の同意書(補助用)

※本人以外の方が補助開始申立てをする場合のみ提出

9 後見人等候補者事情説明書

10 親族関係図

財産目録

相続財産目録 (遺産分割未了の相続財産がある場合のみ提出)

12 収支予定表

本人の財産、収支、健康に関する資料(A4判コピー)

(1)不動産についての資料

(不動産登記事項証明書※原本、固定資産税納税通知書など)

(2)預貯金、投資信託、株式などについての資料

(通帳、預かり証、株式の残高報告書など)

(3)生命保険、損害保険などについての資料(生命保険証書など)

(4)負債についての資料(金銭消費貸借契約書、返済明細書など)

(5)収入についての資料(給与明細書、年金証書など)

(6)支出についての資料(施設利用料、入院費などの領収書)

(7)相続財産に関する資料(遺産分割未了の相続財産がある場合のみ提出)

(8)代理権、同意権を要する行為に関する資料(契約書写しなど)

(保佐又は補助開始の申立てにおいて代理権付与又は同意権付与を求める場合のみ提出)

(9)本人の健康状態に関する資料

(介護保険認定書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など)

※金額等については、あくまでも目安なので、詳細は家庭裁判所にお問い合わせください。

法定後見で行うこと

生活に関する支援 身上保護

身上保護とは、介護契約や施設入所契約など、 本人の身上の世話や療養看護に関することです。

●含まれるもの

- ①不動産など、本人の住所確保に関する契約や 費用の支払い
- ②退院時の治療や処方せんなどの説明を受ける 時の同席
- ③介護サービスや施設に入所する時の契約、入 所後の異議申立てなど
- ④年金や社会保険の手続き

●含まれないもの

- ①毎日の買い物、食事の支度や部屋の片付け、 身体介護
- ②アパートの賃貸契約の保証人
- ③入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受 人
- ④病気やけがの治療や手術・臓器提供について の同意
- ⑤本人の本質的意思が必要な権利(遺言、養子 縁組、認知、結婚、離婚等)

金銭等に関する支援 財産管理

財産管理とは、本人の資産や負債、収入および 支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当 な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していく ことです。

- ①預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との 取引
- ②印鑑を扱うような契約行為
- ③不動産や権利書などの財産管理・保管・処分
- ④公共料金や税金などの日常生活の中での各種 支払い
- ⑤遺産相続、各種行政上の手続き

●注意点

本人と成年後見人等が親族関係にある場合で も、成年後見人等は、本人の財産を自らのため に使用することは原則認められません。

このような場合に本人の同意が必要です。

	開始手続	代理権	同意·取消権
後見	不要	不要	不要
保佐	不要	必要	不要
補助	必要	必要	必要

利用のメリット・注意点 •

メリット	注意点	
◇判断能力が低下した人の財産と権利を法的に守ることができる。◇本人が詐欺などにあったときに、その契約を取り消すことができる。◇家庭裁判所などの関係機関が関わってくれる。	◇申立費用や成年後見人等への報酬がかかる。 ◇候補者が必ず後見人等に選任されるわけではない。	

報酬について

成年後見人等の報酬は、成年後見人等の申立てにより、本人の財産や支援の内容に応じて、家庭裁判所が支給の有無や金額を決定し、本人の財産の中から支払われます。



法定後見制度の利用までの流れ

1 申立て準備

申立てに必要な書類一式を、 家庭裁判所や家庭裁判所ホームページで確認し、戸籍謄本、 申立書の作成などの準備をします

※管轄の家庭裁判所に「成年後見申 立てセット」があります。

2 申立て

申立書などの書類や、申立手 数料などの費用を用意し、家 庭裁判所へ申立てを行いま す。

※住民票、戸籍謄本、診断書などは 3 か月以内に発行されたものが必 要です。

3 家庭裁判所による調査など

家庭裁判所の職員が、本人、 申立人、成年後見人等候補者 から状況を聞き取り、事実調 査を行います。

※本人の判断能力によって、医師による鑑定が行われる場合もあります。

6 後見等の開始

審判が確定すると、成年後見 人等として本人の支援を開始 します。

※年] 回、家庭裁判所へ活動報告 を行います。

5 告知・通知

審判の結果が、本人、申立人、 成年後見人等に告知・通知さ れます。

- ※結果に不服がある人は、告知から 2週間以内に不服申立てを行うこ とができます。
- ※告知から 2 週間後に審判が確定 されます。

4 審 判

家庭裁判所が申立てされた書 類や調査を基に、後見・保佐・ 補助開始の審判と、成年後見 人等の選任をします。

坂出市成年後見センターでは ...

申立てを考えている かたへのお手伝い

制度を利用した方がよいかなどの個別相談

申立書の 書き方・ 手続きの手順 のご説明

制度のしくみ のご説明



後見人等に選任された かたへのサポート



家庭裁判所 への報告の アドバイス

市民後見人の登録・支援

きめ細かい 見守りで 後見活動 市民後見人* の登録・支援

同じ地域住民

の立場・視点



※市民後見人… 一般の市民による後見人の ことを言います。

●その他成年後見制度等に関する相談に応じます。

●坂出市社会福祉協議会が、法人として後見人等や監督人を受任する場合もあります。

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは

福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、預貯金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きや、年金や預金通帳など大切な書類の管理などをお手伝いする事業です。



福祉サービスとは

介護保険制度などの高齢者福祉サービス、障害者総合支援法による障害者福祉サービスなどです。例えば、ホームヘルプサービス、食事サービス、就労支援や外出支援サービスなどさまざまなものがあります。

利用できる方

判断能力が十分でないかた(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など)で、 日常生活を送るうえで必要なサービスを、自分だけでは利用することが困難なかたが 対象となります。

- ※契約行為が理解でき、ご本人の利用希望の意思が確認できることが必要です。
- ・家族や代理のかたとは契約を結ぶことができません。(ただし、成年後見人等と契約を結ぶことは可能です。)
- ・医師による認知症の診断や、療育手帳・精神保健福祉手帳の有無は問いません。
- ・入院・入所中のかたも利用できます。

日常生活自立支援事 業の利用までの流れ

11相談

坂出市社会福祉協議会へご相 談ください。



2 訪 問

坂出市社会福祉協議会の専門 員が訪問し、ご相談にのります。



3 面談・調査

事業の説明を行い、利用希望 の確認を行います。



4 支援計画作成

ご本人の意思を確かめつつ、 支援内容(支援計画)を決め ていきます。



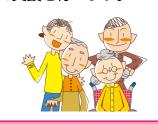
5 契約締結

契約内容と支援内容について 再度ご本人の意思を確認し、 契約を結びます。

ご本人・坂出市社会福祉協議会・香川県社会福祉協議会の 3者で契約を行います。

6 サービス開始

生活支援員が支援計画に基づ いて支援を行います。



有 料

無料

専門員の役割

相談を受けて訪問し、本人の意思をもとに支援計画を作成し、 契約を締結します。また、支援計画については定期的に訪問し、 実施状況を確認します。



※坂出市では、社会福祉協議会の職員が「専門員」として活動しています。

生活支援員の役割

支援計画にそって、定期的に訪問します。福祉サービスの利用 手続きや預貯金の出し入れなどのお手伝いをします。



※坂出市では、地域にお住まいのかたがたが「生活支援員」として登録し、 活躍しています。

サービス内容

福祉サービス利用援助

- ●福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い。
- ●利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い
- ●福祉サービス利用料の支払いなど (生活支援員が訪問し、生活の困りごとや心配ごとのご相談を受けます。)

日常的金銭管理サービス

- ●公共料金などの支払いや年金などの受領の確認
- ●日常生活に必要な生活費の払戻など預貯金の出し入れ
- ●日常生活の金銭管理についてのお手伝い (生活支援員が訪問し、銀行から生活費を払い戻すお手伝いや、生活費の使い方のアドバ イスをします。)

書類等預かりサービス

- ●日常生活の金銭管理に必要な通帳や印鑑の預かり
- ●定期預金通帳や年金証書など大切な書類の預かり (坂出市社会福祉協議会金庫、金融機関の貸金庫等でお預かりします。)

預かれるもの

年金証書、預貯金通帳、証書 (保険証書、不動産権利書) 契約書など) 実印、銀行印など

※「書類等預かりサービス」のみの利用はできません。

預かれないもの

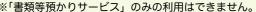
不動産、宝石 骨董品、

貴金属など









利用料

相談は無料、サービスは有料です。

●1回(1時間程度)の利用の場合

利用料金 1.500円

●書類等の預かりで金融機関の貸金庫等を利用する場合

貸金庫利用料金の実費

(生活保護を受けているかたは、補助されるので無料です。)

社会福祉協議会が行なっている事業です

この事業は、福祉サービスの利用が措置から契約へと移行するなかで判断能力が十分でな いかたの意向や意思の決定経過においてサポートすることを目的としています。

社会福祉法第二条に「福祉サービス利用援助事業」として規定されています。

支援内容について不満や苦情がある時は

香川県社会福祉協議会(権利擁護・成年後見支援センター)

TEL:087-861-8883

●香川県運営適正化委員会(運営監視合議体)

TEL:087-861-1300

安心してご利用いただくために

この事業の実施にあたっては、利用者と社会福祉協議会の契約内容を審査す るための契約締結審査会、支援の適正さを監督するための運営適正化委員会(運 営監視合議体)を設置しています。

これらはいずれも、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織の代表者などで 構成し、適正な事業運営の確保に努めています。

成年後見制度の利用を支援します

日常生活自立支援事業は、ご本人にこの事業を利用する意思があり、契約の 内容がある程度理解できるかたと社会福祉協議会が対等な立場で契約すること が前提です。

障がいなどにより、ご本人に社会福祉協議会と契約できるだけの判断能力が なくなった場合には、この事業以外でご本人にふさわしい援助につないだり、「成 年後見制度」の利用を支援します。



成年後見制度(任意後見)

任意後見制度について

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所など身上に関する事務を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

利用するには

公証役場にて、本人と将来代理人として法律行為をしてもらう人(任意後見受任者)で、公証人が作成する公正証書による「任意後見契約」を結んでおきます。

本人の判断能力が低下したときに、本人や任意後見受任者等が家庭裁判所に申立て、任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が生じます。任意後見人には、任意後見契約で定められた代理権が与えられます。

任意後見監督人選任の申立てをできる人は、本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者で、本人の住所 地の家庭裁判所に、任意後見監督人選任の申立てを行います。

報酬について

任意後見人の報酬は、本人と任意後見受任者との間で決めておきます。任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決めます。

任意後見契約に必要な書類と金額…公証役場で作成

- (1)公正証書作成の基本手数料(11,000円)
- (2) 登記嘱託手数料(1,400円)
- (3) 法務局に納付する印紙代(2,600円)
- (4) その他、正本謄本作成手数料及び登記郵送用の切手代等
- (5)添付書類
 - ①本人・印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票各1通(発行後3か月以内のもの)、実印
 - ②任意後見受任者・印鑑登録証明書、住民票各1通(発行後3か月以内のもの)、実印

※内容によって、土地や建物の登記簿謄本等が必要な場合があります。

任意後見監督人選任の審判に必要な書類と金額…家庭裁判所に提出

- (1) 収入印紙(800円)
- (2) 郵便切手(3,200円程度)
- (3) 法務局に納付する印紙代(1,400円)
- (4)添付書類

任意後見契約公正証書の写し、それ以外は法定後見と同じです。

※金額等については、あくまでも目安なので、詳細は公証役場・家庭裁判所にお問い合わせください。





成年後見制度に関する相談機関のご案内



お問い合わせ先	所 在 地	電話番号
坂出市 成年後見センター	〒762-0043 香川県坂出市寿町1-3-38 (坂出市社会福祉協議会内)	0877-46-5038
高松家庭裁判所 丸亀支部	〒763-0034 香川県丸亀市大手町 3-4-1	0877-23-5184
丸亀公証役場	〒763-0024 香川県丸亀市塩飽町 9-1	0877-23-4734
坂出市かいご課 地域包括支援センター	〒762-8601 香川県坂出市室町 2-3-5	0877-44-5091
坂出市ふくし課 障がい福祉係	〒762-8601 香川県坂出市室町 2-3-5	0877-44-5007
香川県弁護士会	〒760-0033 香川県高松市丸の内 2-22	087-822-3693
リーガルサポートかがわ (香川県司法書士会)	〒760-0022 香川県高松市西内町 10-17	087-821-5701
香川県社会福祉士会(ぱあとなあ香川)	〒762-0083 香川県丸亀市飯山町下法軍寺581-1 (丸亀市飯山総合保健福祉センター内)	0877-98-0854





WHITE FEEDO CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PRO

坂出市成年後見センターでは、高齢者や障がいのあるかたがたの判断能力や生活状況に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用し、地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまなお手伝いを行います。

成年後見制度に関する広報および啓発

- ●情報の発信
 - (坂出市社会福祉協議会ホームページ・ふくしだより等)
- ●市民向け講演会の開催
- ●「なりきり寸劇団『ほのぼの座』」による寸劇や○× クイズを使っての出<mark>前講座</mark> ※詳細は、坂出市成年後見センターまでお問い合わせください。

成年後見制度等権利擁護に関する相談 および利用支援

- ●成年後見制度・日常生活自立支援事業の相談
- ●申立て等に関する支援
- ●成年後見制度に関する専門職相談の開催(無料)
 - 毎月第2木曜日 13:00~16:00 (相談日の3日前までに予約が必要です)
 - 一人 40 分以内(坂出市在住のかた、年度内 1 回に限る)

市民後見人候補者の登録、受任調整および市民後見人への活動支援

- ●登録者の継続的なフォローアップ研修の実施
- ●市民後見人候補者の推薦

法人後見および法人後見監督活動

家庭裁判所から選任された後見活動・後見監督活動を適切に実施

日常生活自立支援事業

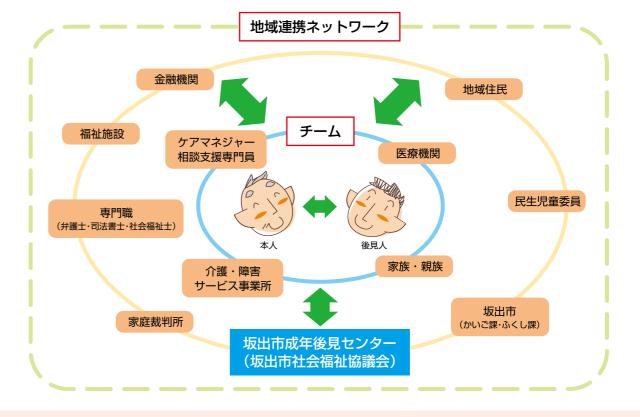
- 事業利用者との契約による適切な支援
- ●生活支援員の研修および活動支援

成年後見人等支援機能の充実

成年後見人等からの各種相談への対応 (家庭裁判所への定期報告の手続き相談、専門的助言へのつなぎ)

成年後見制度に関わる関係機関等との連携

本人を後見人とともに支える「チーム」を、様々な関係機関が連携してサポートする地域連携ネットワークの構築





お問い合わせ、ご相談は・・・

社会福祉法人 坂出市社会福祉協議会

坂出市成年後見センター

〒762-0043 香川県坂出市寿町一丁目3番38号

TEL: 0877-46-5038 (専)

:0877-46-5078 (代)

FAX: 0877-45-1150

メールアドレス: chiikifukusi-3@sakaidesyakyo.or.jp 受付時間:午前8時30分~午後5時15分(月~金) (土・日・祝日・年末年始はお休みです)